

京都市景觀白書データ集

～令和 6 年度～



« 目次 »

はじめに.....	1
京都市の景観政策（R2 P10）	1
景観政策の検証（R2 P1）	2
第1章 検証① 景観政策の実施状況	3
1. 「建築物の高さの規制」（R2 P28）	3
2. 「自然・歴史的景観の保全」（R2 P35）	4
3. 「市街地景観の整備」（R2 P42）	6
4. 「眺望景観や借景の保全・創出」（R2 P46）	8
5. 「屋外広告物の規制」（R2 P70）	9
6. 「歴史的な町並みの保全・再生」（R2 P75）	13
7. 公共施設に関する様々な取組（R2 P84）	17
8. 景観政策の推進に向けた様々な取組（R2 P88）	19
第2章 検証③ 景観政策による市民意識への影響.....	21
1. 景観に対する市民の意識（R2 P113）	21
2. 良好な景観づくりに向けた市民の取組（R2 P115）	26

「京都市景観白書データ集～令和6年度～」について

京都市では、平成19年9月から新景観政策を実施するとともに、継続的に政策を進化させていくために、平成23年3月に「平成22年度京都市景観白書」を発行し、以後、5年毎に発行しています。また、白書に掲載されているデータ・写真・取組などを更新した「京都市景観白書データ集」を毎年度発行しています。

本データ集は、「令和2年度京都市景観白書」に掲載されているデータや写真、取組などを令和6年12月時点に更新したものです。

本データ集で使用している図表番号は、「令和2年度京都市景観白書」の図表番号に対応しており、各節に付けている（R2 P1）等の表記は、「令和2年度京都市景観白書」で対応するページを示しています。

過去の「京都市景観白書」及び「データ集」は、京都市のホームページ「京都市情報館」で御覧いただけます。

(ホームページ) 京都市情報館 → まちづくり → 景観 →
市民・事業者との協働による景観まちづくりの取組

はじめに

京都市の景観政策 (R2 P10)

京都市では、50年後、100年後も京都が京都であり続けるため、平成19年から「新景観政策」を展開しています。

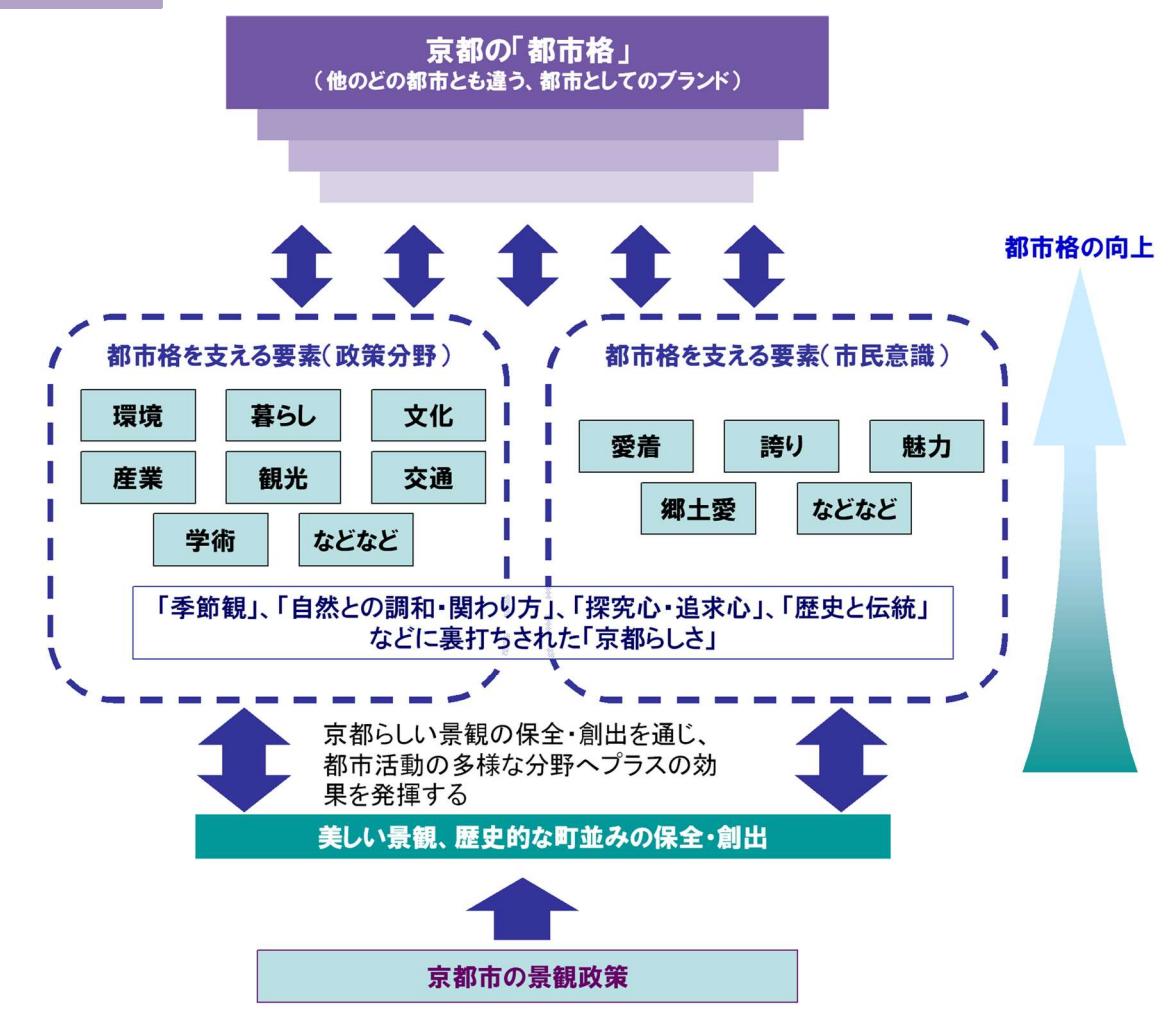
新景観政策 5つの柱と支援策

- ① 建築物の高さ規制の見直し
- ② 建築物のデザイン基準等の見直し
- ③ 眺望景観や借景の保全・創出の取組
- ④ 屋外広告物対策の強化
- ⑤ 京町家等の歴史的建造物の保全・再生の取組

優れた京都の景観を「守り」「育て」「創り」そしてこれを「活かして」いくことを通じて、環境、暮らし、文化、産業、観光、交通など様々な分野における政策との連携を図り、また市民の皆様の京都に対する愛着や誇りを高めることによって、都市格とまちの魅力を高め、京都で住み続けたいと実感できるまちづくりを進めています。

図表 1-2-1

景観政策を通じた京都の都市格の向上



景観政策の検証 (R2 P1)

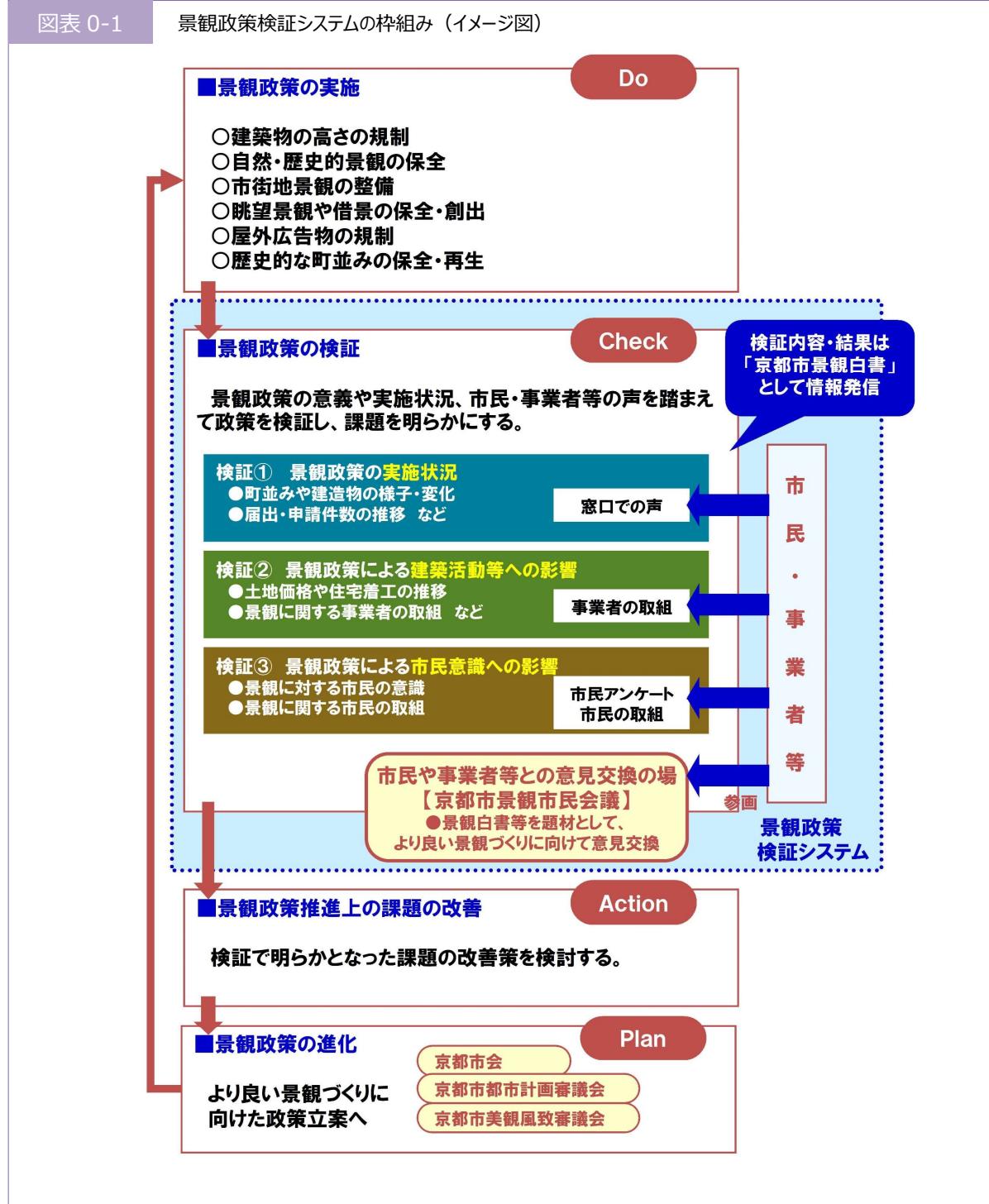
景観は長い年月をかけて形成されるものであり、景観政策の有効性や社会への影響などを常に検証しながら、政策を更に進化させていくことが重要です。

京都市では、「計画一実施一検証一改善のP D C Aサイクル」を景観政策の進化にも取り入れていく仕組みとして、平成22年度末に景観政策検証システムを構築しています。

このシステムは、①景観政策を検証し、その結果を市民等に周知する仕組み(京都市景観白書)、②市民や事業者の皆様と意見交換を行う仕組み(京都市景観市民会議)により構成し、それらを踏まえて政策の進化につなげていくこととしています。

図表 0-1

景観政策検証システムの枠組み(イメージ図)



第1章 検証① 景観政策の実施状況

1. 「建築物の高さの規制」 (R2 P28)

(1) 高度地区の特例許可の状況

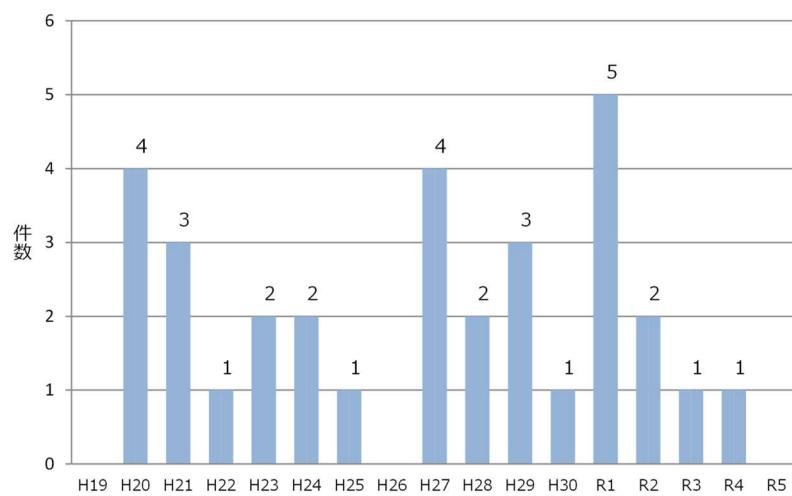
京都市では、地域や都市の景観の向上に資する建築物、都市機能の整備を図るうえで必要な建築物等を対象として、良好な景観の形成や市街地環境を十分考慮したうえで、一定の範囲で高さの制限を超えることを認める特例許可制度を設けています。

令和5年度には、以下に示す計画について許可を行いました。

図表 2-1-4 高度地区の特例許可の事例

許可年度	建築行為の種別	事例
R5年度	令和5年度は案件なし	—

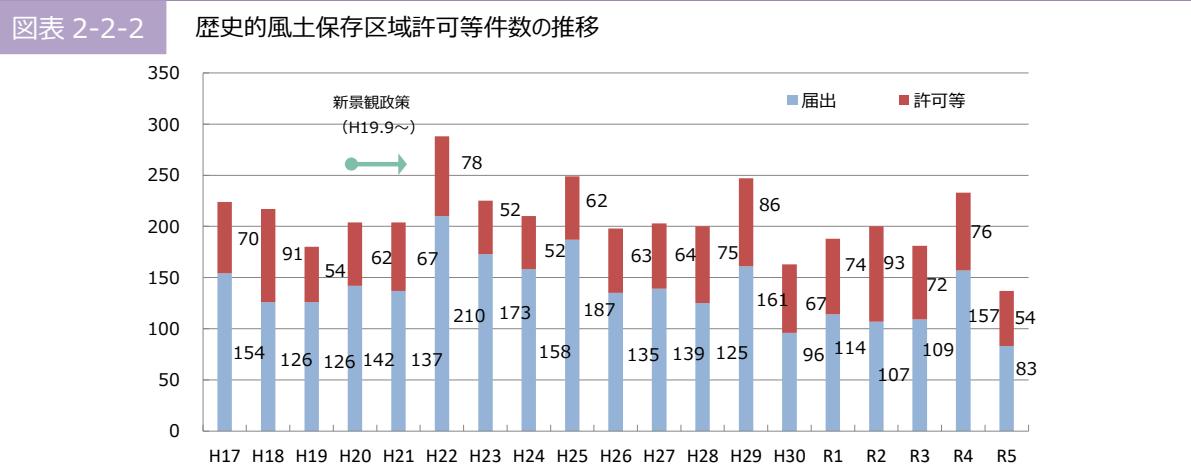
図表 2-1-6 年度毎の特例許可の件数
(高度地区)



2. 「自然・歴史的景観の保全」 (R2 P35)

(1) 許認可の件数の推移

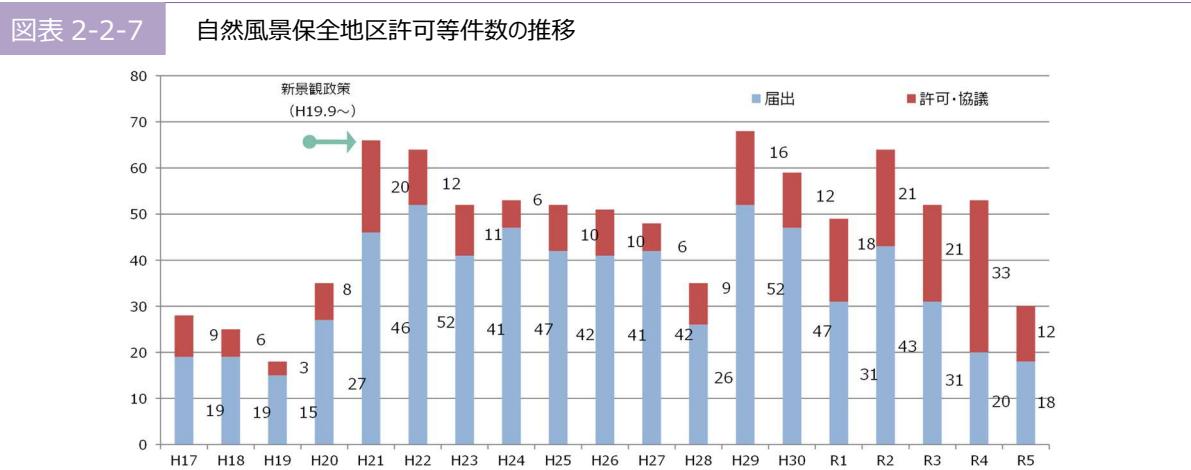
ア 歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区



イ 風致地区



ウ 自然風景保全地区



第1章 検証① 景観政策の実施状況

(2) 新たに完成した建築物とその町並み

図表 2-2-8

新たに完成した建築物とその町並み

風致地区第2種地域（岩倉幡枝・円通寺特別修景地域）の事例（左京区）

（建築物単体）



（町並み）

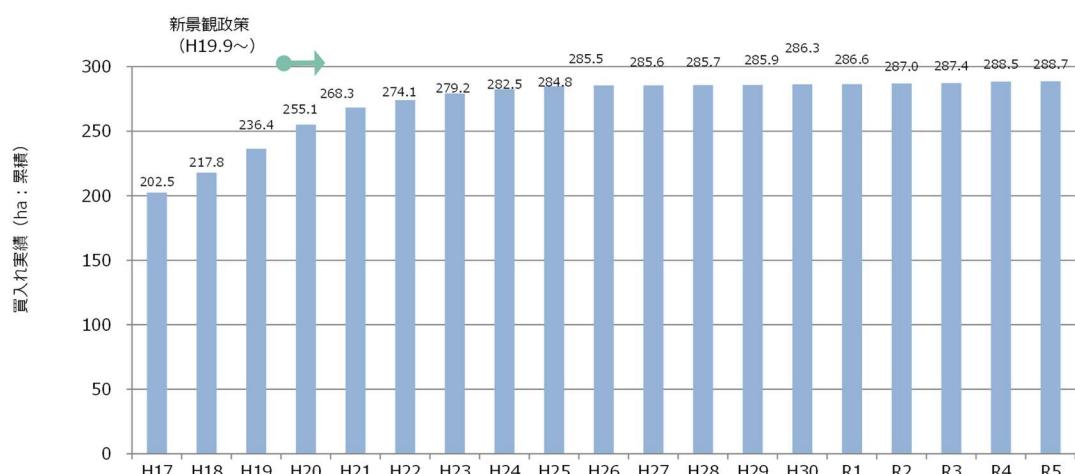


(3) 土地の買入れの実績

歴史的風土を維持保存するため、歴史的風土特別保存地区内において令和5年度までに京都市が買い入れた土地の面積は、地区面積（2,861ha）の約10%となってています。

図表 2-2-9

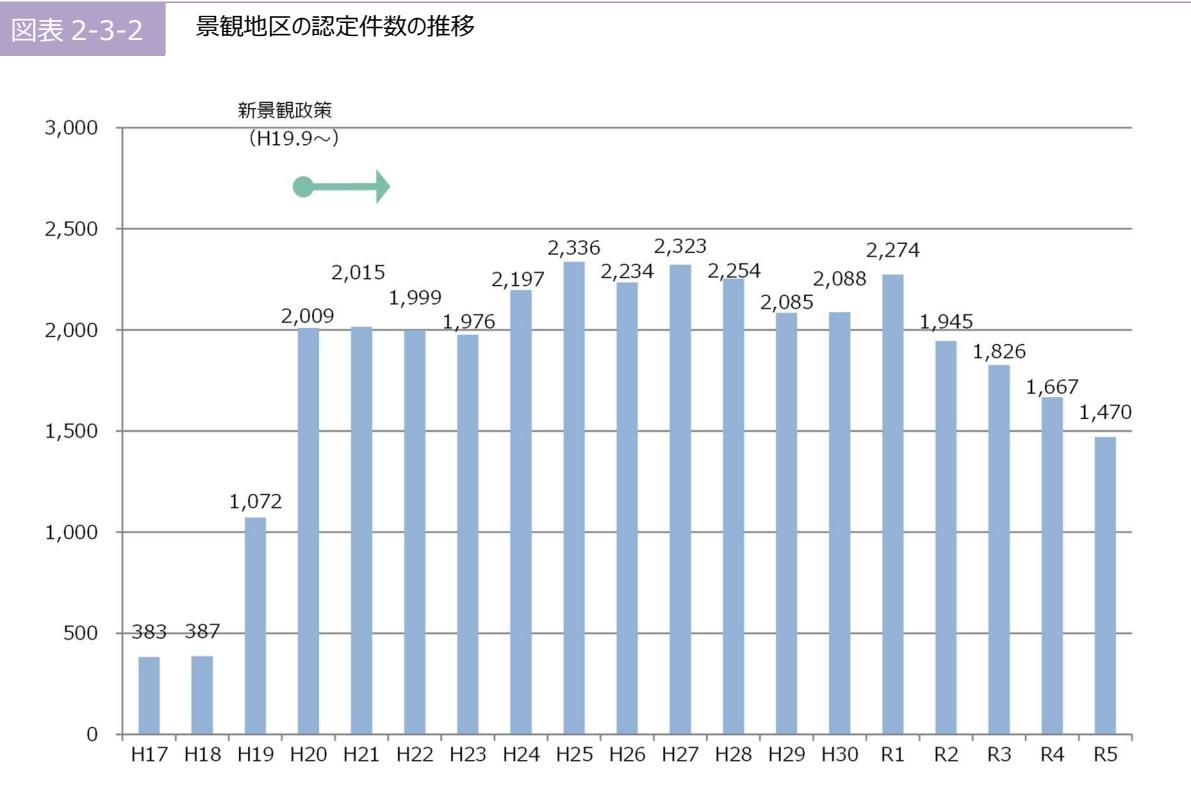
歴史的風土特別保存地区内の買入れの実績推移（累積値）



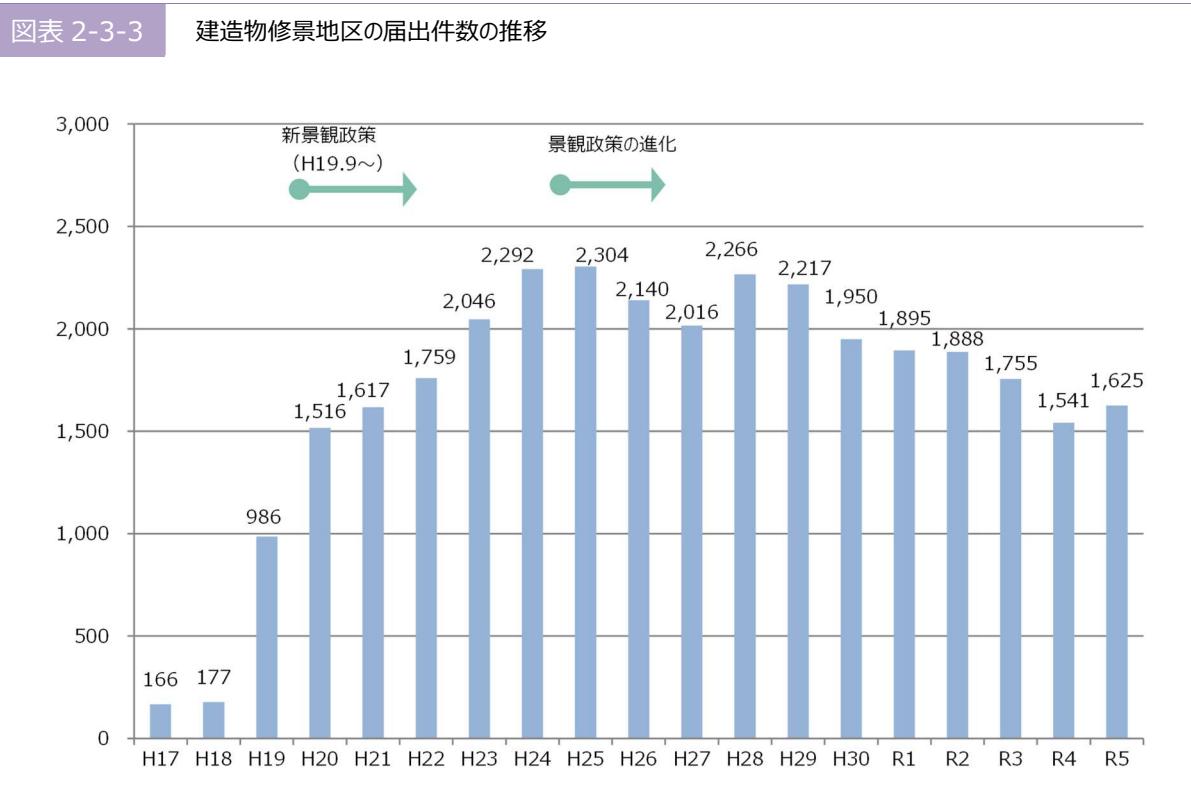
3. 「市街地景観の整備」 (R2 P42)

(1) 認定・届出の件数の推移

ア 景観地区



イ 建造物修景地区



(2) デザインの特例認定の状況

優れた形態意匠を有し、地域の景観の向上に資するものや、公益上必要な施設で、地域の景観に配慮し、その機能の確保を図るうえで必要があるものなど、一定の条件を満たすものについては、景観地区のデザイン基準を適用しないことができる特例認定制度を設けています。令和5年度には、2件の特例認定を行いました。

图表 2-3-5 湯川秀樹旧宅改築計画（増築）

外観デザインのポイント

- 湯川秀樹氏とゆかりのある部分を保存しつつ、増築を行い、京都大学の関連施設として活用する計画。
- 昭和初期の矩形の建築物に円形の増築部を貫入させることで、新旧を対比させている。
- 道路沿いの塀、生垣及び土蔵を残すことにより、町並みの記憶を継承している。

適用を除外したデザイン基準（歴史遺産型美観地区（一般地区））

- 屋根材



图表 2-3-5 同志社大学今出川キャンパス図書館（新築）

外観デザインのポイント

- 書架を閲覧席が取り囲むような空間構成となっている。
- 同志社大学の徽章をモチーフとした立体トラスの大屋根が架かっており、直射光を遮りつつも、明るい内部空間を構成している。
- 周囲に建つ重要文化財建造物の意匠性の踏襲や分節等の配慮によって、学内に馴染むよう計画されている。
- キャンパスのメインストリートであるパークスロードに面するエントランス棟は、ガラスカーテンウォールの現代的な意匠とし、対比的なデザインとしている。

適用を除外したデザイン基準（歴史遺産型美観地区（一般地区））

- 屋根材
- 屋根形状（陸屋根）



(3) 新たに完成した建築物とその町並み

図表 2-3-7 新たに完成した建築物とその町並み

■ 旧市街地型美観地区（下京区）

(建築物単体)



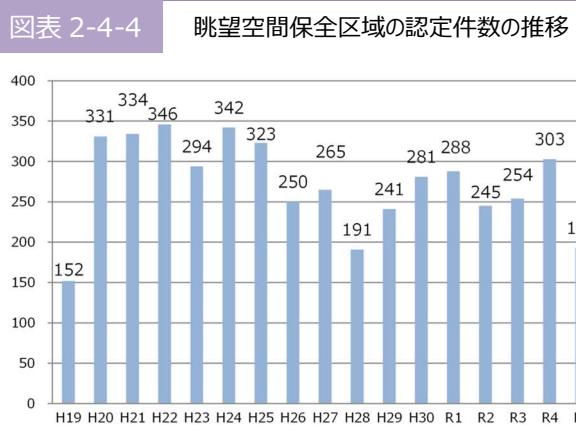
(町並み)



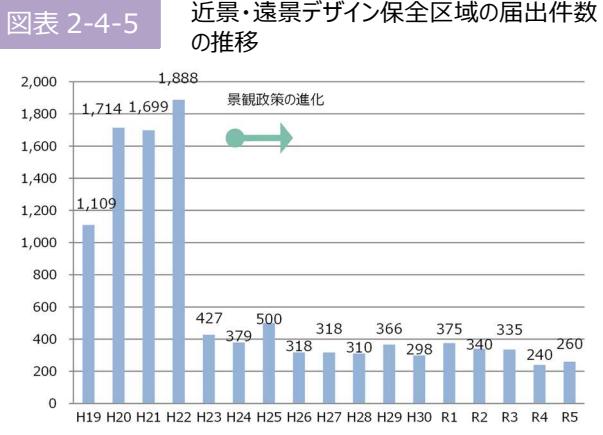
4. 「眺望景観や借景の保全・創出」（R2 P46）

(1) 認定・届出の件数の推移

ア 眺望空間保全区域（認定）

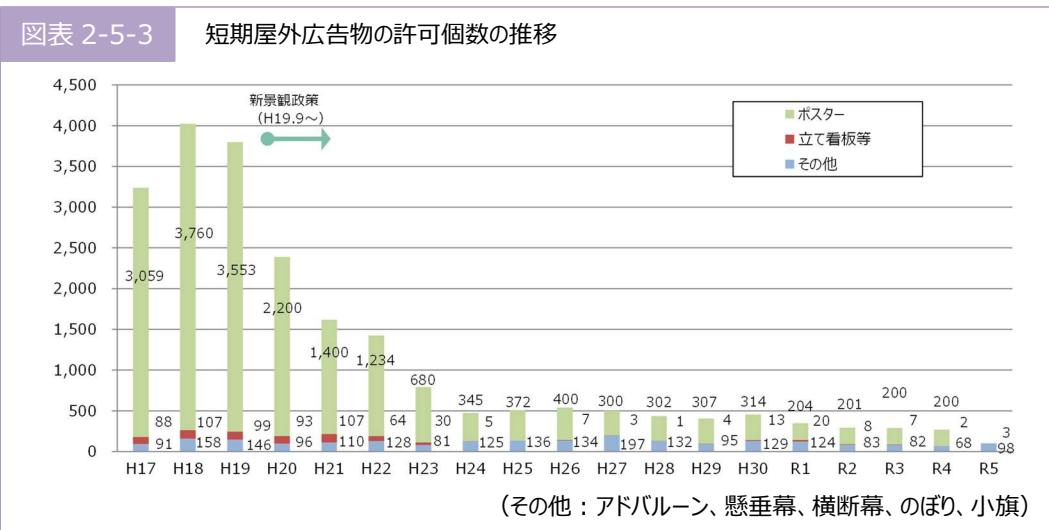
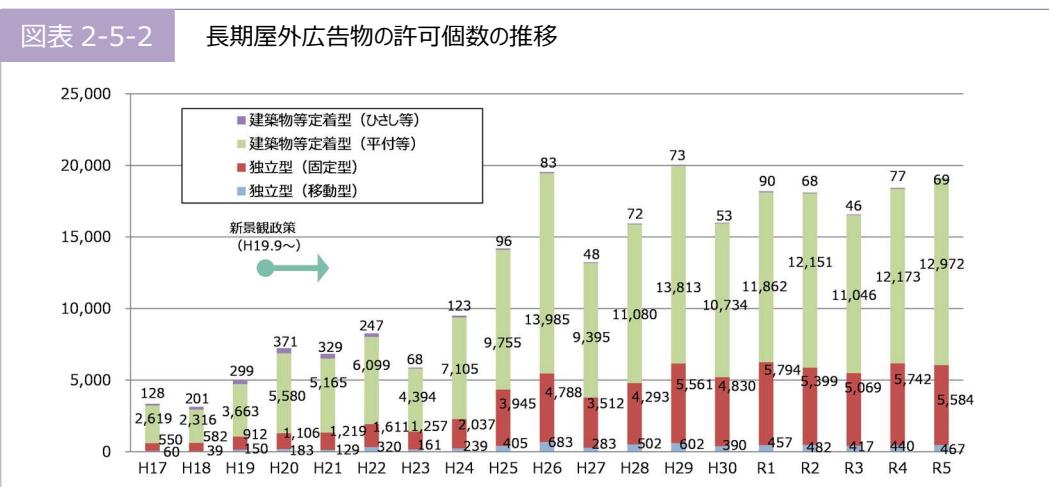
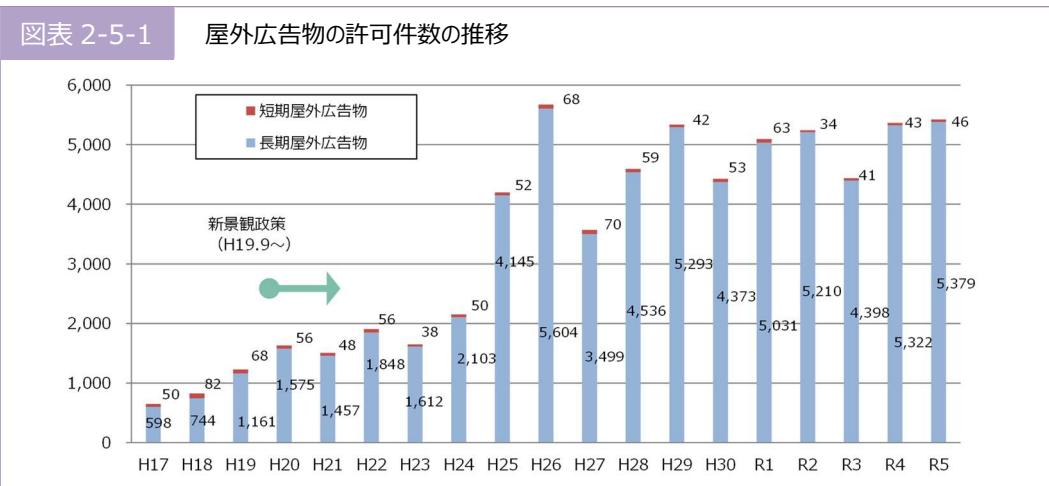


イ 近景・遠景デザイン保全区域（届出）



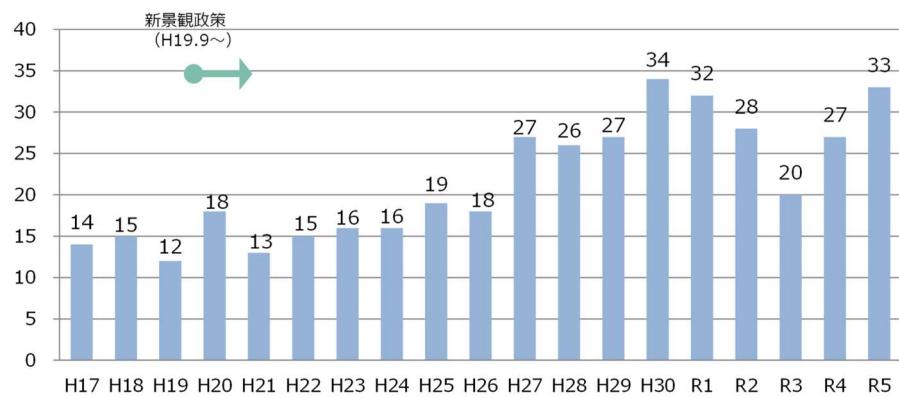
5. 「屋外広告物の規制」 (R2 P70)

(1) 屋外広告物の許可件数等(※)の推移



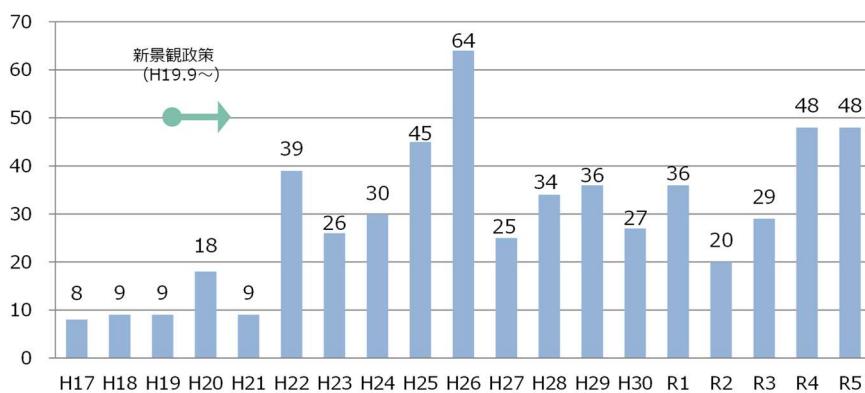
図表 2-5-4

車体広告物の許可件数の推移



図表 2-5-5

特定屋内広告物の届出件数の推移



- ※ 許可件数：許可した屋外広告物許可申請の件数
 許可個数：許可した屋外広告物の個数
 短期屋外広告物：許可期間が3箇月以内の屋外広告物
 長期屋外広告物：許可期間が3年以内の屋外広告物
 車体広告物：自動車、電車などの車体を利用する広告物
 特定屋内広告物：建築物の窓ガラスなどの内側から屋外に向けて表示する広告物

(2) 屋外広告物対策の抜本的な取組の強化

図表 2-5-7 屋外広告物適正化事例

(適正化前)

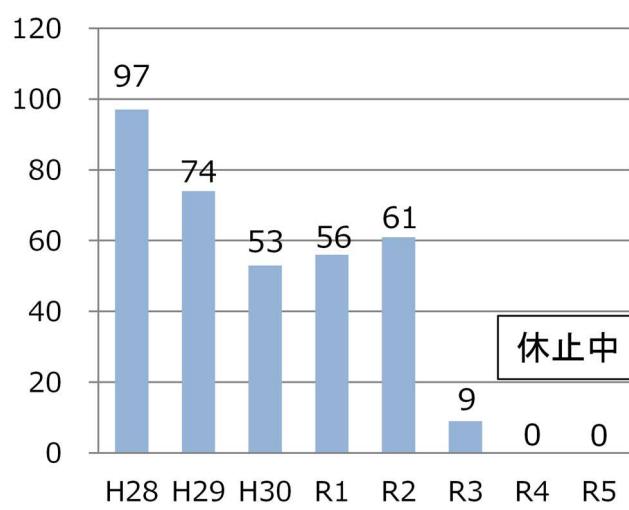


(適正化後) 令和元年撮影



(3) 屋外広告物の助成制度

図表 2-5-10 広告景観づくり補助金の交付件数の推移

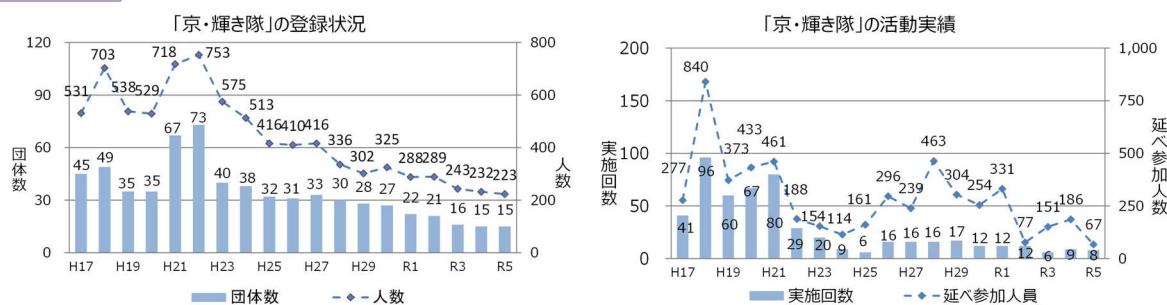


(4) 市民との協働による取組事例

美しい景観を形成し、守っていくためには、市民の皆様と協力し、共に取り組んでいくことが必要不可欠です。そこで京都市では、京都の美しい景観を自らの手で守っていこうとする市民の皆様を「京（みやこ）・輝き隊」として認定しています。

「京・輝き隊」とは、路上の電柱等に取り付けられたはり紙や立て看板等の違反広告物を自らの手で除却していただくために、市長が持つ違反広告物の除却に関する法的権限を委任した市民共済サポーターの名称です。この制度により、市民の皆様に違反広告物をなくす活動に御協力いただいているます。

図表 2-5-9 「京・輝き隊」の登録状況及び活動実績の推移



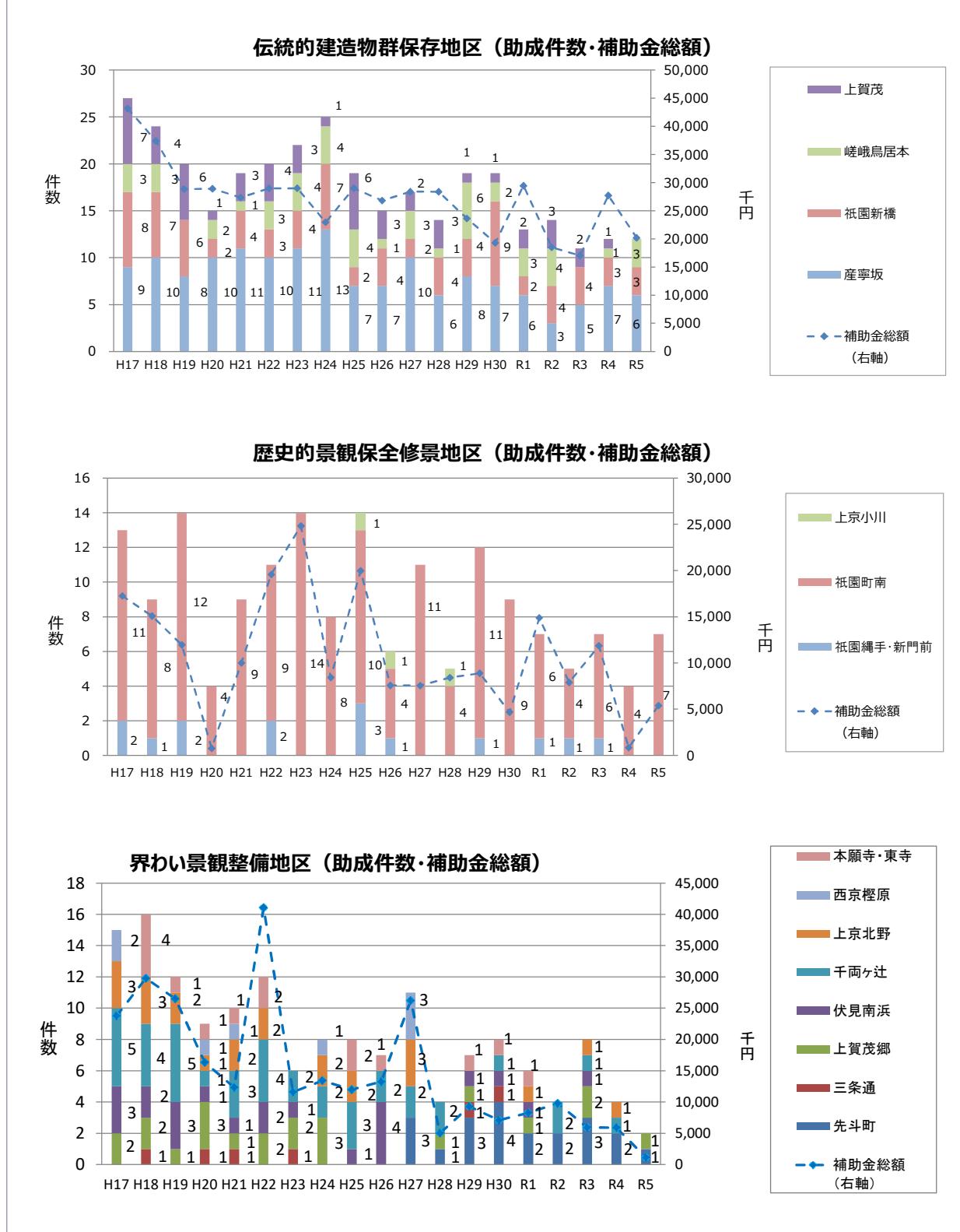
※ 登録状況について、平成 26 年度以降は年度当初時点の数値を示す。

6. 「歴史的な町並みの保全・再生」 (R2 P75)

(1) 地区指定による歴史的な町並みの保全再生の取組状況

ア 助成制度の活用状況

図表 2-6-3 各指定地区内における修理・修景に対する助成件数・補助金総額の推移



イ 助成制度の活用による修理・修景の事例

図表 2-6-4 助成制度の活用による修理・修景の事例

界わい景観整備地区（上賀茂郷）

(修理前)



(修理後)

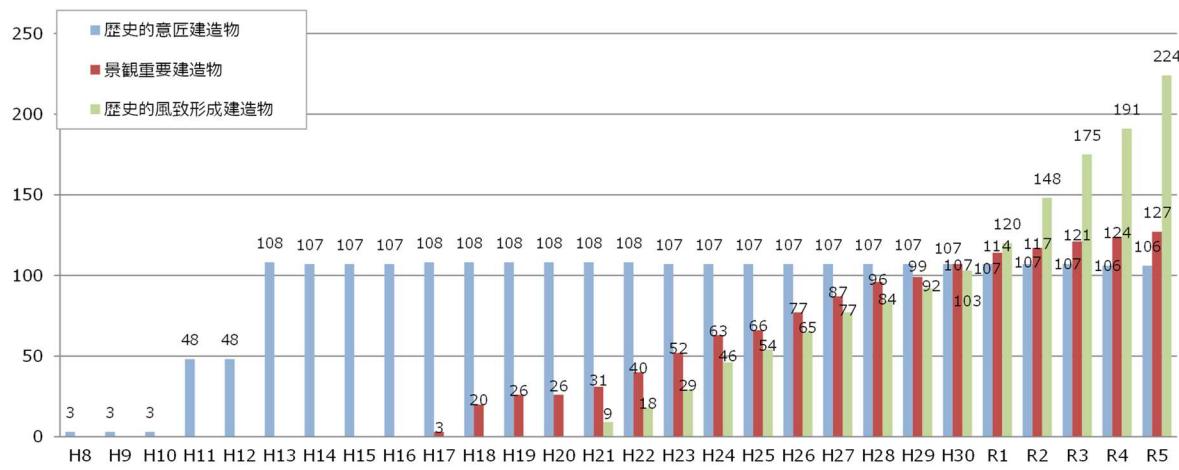


(2) 建造物単体指定による歴史的町並み景観の保全・再生の取組状況

ア 建造物単体の指定状況

令和5年度は、新たに景観重要建造物を3件、歴史的風致形成建造物を33件指定しました。

図表 2-6-5 建造物単体の指定件数の推移(累積)



イ 指定建造物の事例

図表 2-6-7 新規指定建造物の事例（景観重要建造物）

旧山中邸



【景観重要建造物（令和5年度指定）】

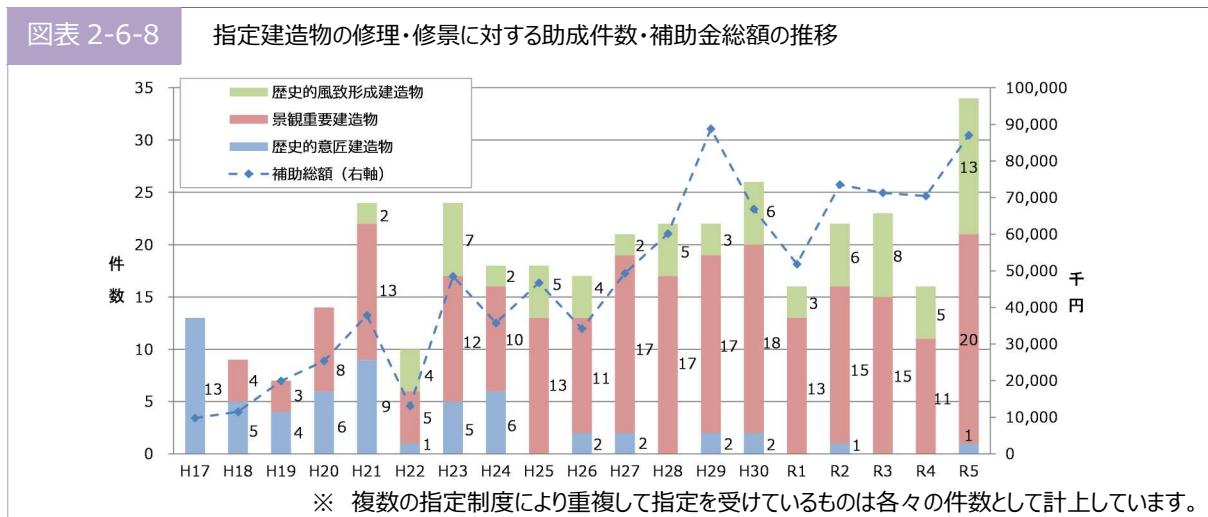
深草・瑞光寺



【歴史的風致形成建造物（令和5年度指定）】

ウ 助成制度の活用状況

図表 2-6-8 指定建造物の修理・修景に対する助成件数・補助金総額の推移



エ 助成制度の活用による修理・修景の事例

図表 2-6-10 助成制度の活用による修理・修景の事例

景観重要建造物 芝田邸

(修理前)



(修理後)



7. 公共施設に関する様々な取組 (R2 P84)

(1) 近年の公共建築物の建築デザイン

令和5年度に新たに完成した公共建築物の事例です。

図表 2-7-1 公共建築物の事例（令和5年度竣工）

京都市立芸術大学 C 地区



外観デザインのポイント

- 屋根形状は東山の山々が織りなす自然景観を意識し、京都の屋根景観にも現れる「折れ、反り、むくり」の要素を表現する。
- 低・中層階はコンクリートパネルをメインとすることで、主構造のコンクリートとグラデーションをつくりつつ、フレームを際立たせる。
- 高層階は金属系パネルをメインとし、空を写し風景に溶け込むデザインとすることで、軽やかさを表現するとともに周囲への圧迫感を軽減する。
- ホールなどのように、平面計画上特徴的な大きな壁面が現れる部分には、アクセントとして GRC（ガラス繊維強化セメント）などの外装材を使用する。

図表 2-7-1 公共建築物の事例（令和5年度竣工）

京都市西京区総合庁舎（東庁舎）



外観デザインのポイント

- ・建物ボリュームの段階的なセットバックにより、周辺建物への圧迫感を軽減する。
- ・北側に格子を設けることにより、意匠的にも古くからある町家のようなたたずまいとなり、周辺環境にじむような外観とする。
- ・1階には、軒先空間も利用できるように掃き出し窓を設け、内外に連続性を持たせる。

(2) 無電柱化の推進

本市では、風情豊かで歴史的な町並み景観の保全・再生、都市防災機能の向上、安全で快適な歩行空間確保等を目的として昭和61年度から無電柱化に取り組んでおり、更なる無電柱化の推進に向け、長期的な整備方針となる「今後の無電柱化の進め方」を平成30年12月に策定しました。また、今後概ね10年間で整備を目指す道路（具体的な路線）を示した「実施計画」を平成31年3月に策定しました。

図表 2-7-3 「今後の無電柱化の進め方」



8. 景観政策の推進に向けた様々な取組 (R2 P88)

(1) 魅力ある夜間景観づくりに向けて

京都の新たな価値を創造するため、京都ならではの魅力的な夜の景観づくりに取り組んでいます。

多様な主体が夜間景観について考えるきっかけとなり、より魅力的な夜間景観づくりを進めるために「京都のあかり 京都らしい夜間景観づくりのための指針」を策定しました。指針には、夜間景観づくりに関する様々なヒントを載せてています。

令和5年度は、先斗町まちづくり協議会、一念坂・二寧坂 古都に燃える会で魅力ある夜間景観づくりに向けて、専門家を交えながら、勉強会やまち歩き、照明実験を実施しました。



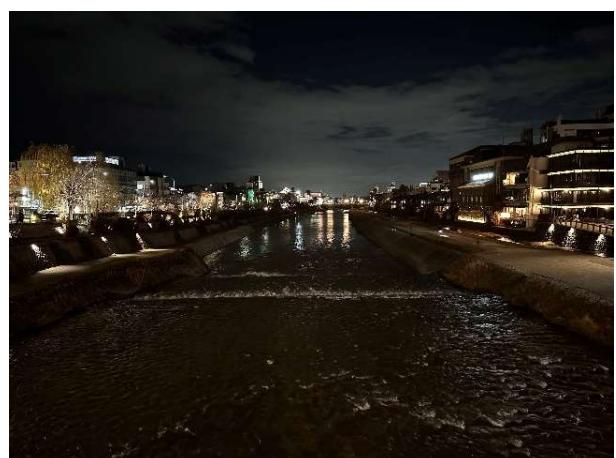
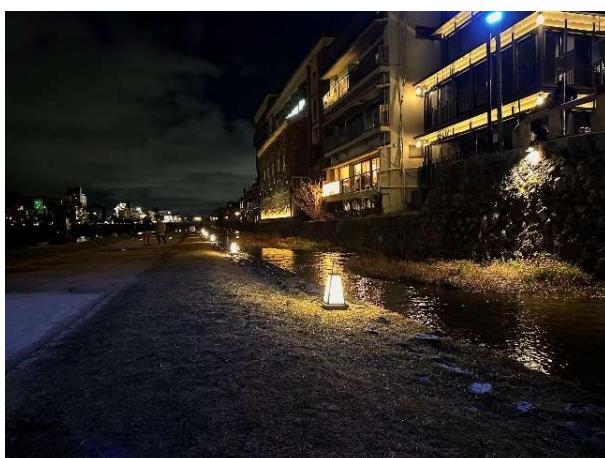
ア 先斗町まちづくり協議会

令和5年度は先斗町が面している鴨川（三条～四条間）において、夜間景観づくりに取り組みました。近隣の事業者や団体の皆さまにもご協力いただき、令和5年8月には四条大橋周辺で、令和6年1月には三条大橋南側にて実験を行い、利用状況や印象に関する調査を行いました。

その結果、照明デザインによる夜間景観の創出が鴨川の魅力向上に一定の効果があると分かる一方、多様な視点による課題が示されました。



令和5年8月 四条大橋周辺



令和6年1月 三条大橋南側

イ 一念坂・二寧坂 古都に燃える会

二寧坂において、スポットライトで建物を照らし、地域の町並みにあった光の当て方について、検証を行いました。地域に合ったあかりについて検討を進められています。



第2章 検証③ 景観政策による市民意識への影響

1. 景観に対する市民の意識 (R2 P113)

京都市が、政策評価のために毎年度行ってきた「京都市市民生活実感調査」の中から、景観分野に関係すると思われる設問への回答について、経年的な変化を見ていきます。

この調査は、京都市の政策の評価に活用することを目的に、京都市が取組を進めている様々な分野において、市民の皆様がどのような実感をお持ちなのか、また何を重要と感じておられるのかについて調査するものです。

令和3年度に調査項目が見直されたため、そこからの経年変化を見ていきます。

調査の概要は以下のとおりです。(令和4年度から調査対象及び調査方法が変更されています。)

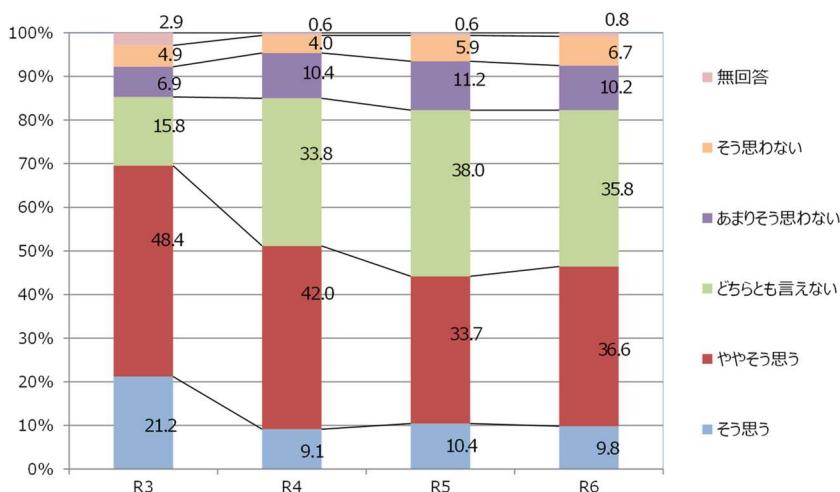
図表 4-1-1 京都市市民生活実感調査の概要

年度	令和3年度	令和4年度～
調査対象	20歳以上の京都市民3,000人 (住民基本台帳(外国人データ含む)から無作為抽出)	20歳以上の京都市民(民間企業の登録モニター)900人程度 ※「京都市住民基本台帳人口」における人口構成比(性別・年齢・行政区)に基づいて、調査を実施した。
調査方法	対象者へ郵送により調査票を配付、調査票の返送により回答	インターネットモニター調査(民間企業に委託)
調査内容	政策ごとの生活実感(118項目) など	政策ごとの生活実感(118項目) など

(1) 町並み景観に関する市民の実感

図表 4-1-6 豊かな自然的景観、歴史的景観に関する市民の実感

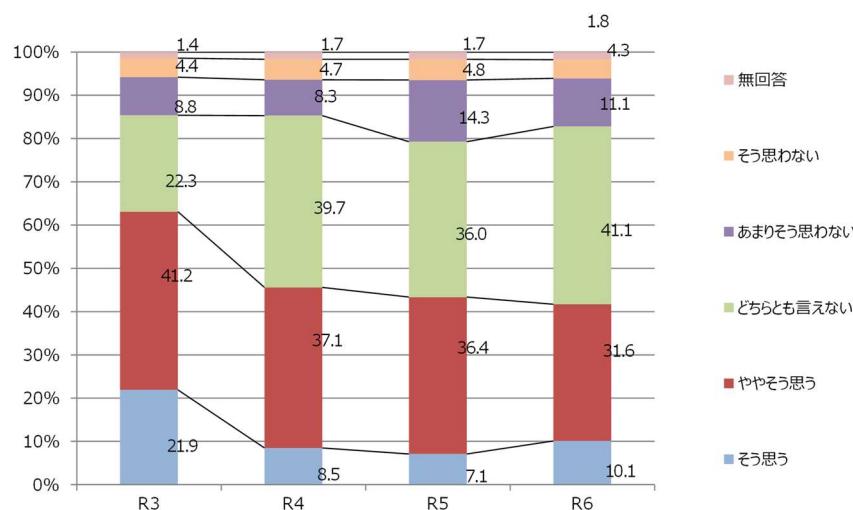
質問：豊かな自然的景観、歴史的景観が守られている。



※令和4年度から、調査対象及び調査方法が変更されています。

図表 4-1-7 品格のある景観に関する市民の実感

質問：市街地が周囲の山並みと調和した品格ある景観となっている。



※令和4年度から、調査対象及び調査方法が変更されています。

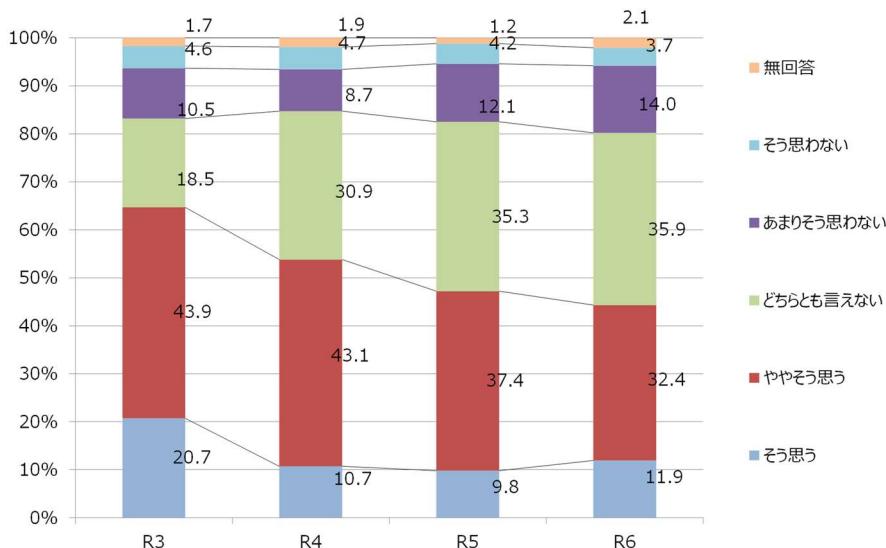
「豊かな自然的景観、歴史的景観が守られている。」の質問については、「そう思う」及び「どちらかというとそう思う」の割合が、約4割となっています。

「市街地が周囲の山並みと調和した品格ある景観となっている。」の質問については、「そう思う」及び「どちらかというとそう思う」の割合が、約4割となっています。

図表 4-1-8

風情ある町並み景観に関する市民の実感

質問：京町家など京都独特の風情ある町並み景観が守られている。



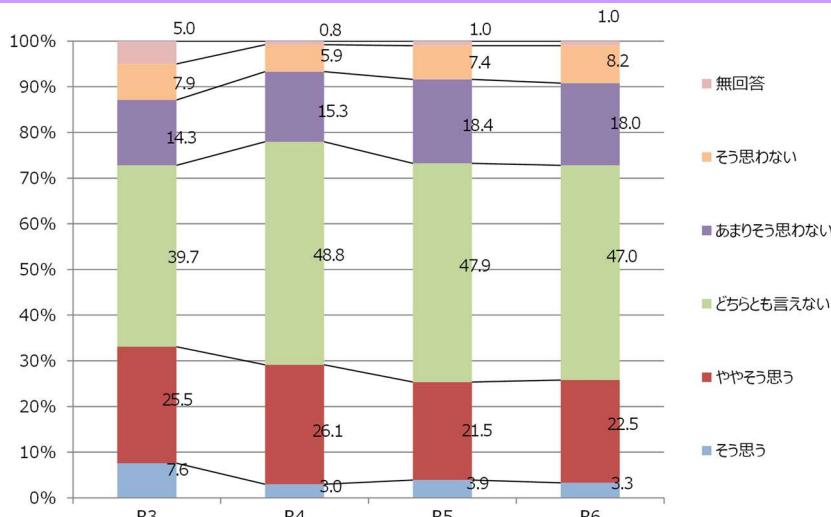
※令和4年度から、調査対象及び調査方法が変更されています。

「京町家など京都独特の風情ある町並み景観が守られている。」の質問については、「そう思う」及び「どちらかというとそう思う」の割合が、約5割となっていきます。

図表 4-1-9

新たな景観に関する市民の実感

質問：いきいきとしたくらしやまちの活気が生み出されるような新たな景観が生まれている。



※令和4年度から、調査対象及び調査方法が変更されています。

「いきいきとしたくらしやまちの活気が生み出されるような新たな景観が生まれている。」の質問については、「そう思う」及び「どちらかというとそう思う」の割合が、約3割となっていきます。

(2) 令和元年度までの京都市生活実感調査

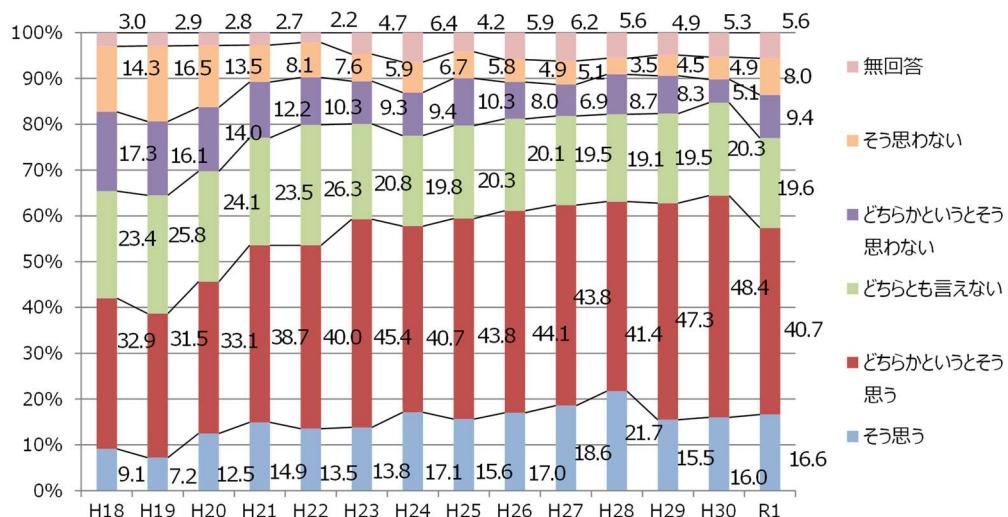
図表 4-1-1 京都市市民生活実感調査の概要

調査対象	無作為抽出した 20 歳以上の京都市民 3,000 人 令和元年度からは京都市民 4,000 人を対象に行う。
調査頻度	毎年度
調査方法	郵送により調査票の配布及び回収を行う。
調査内容	施策ごとの生活実感に関する質問に、「そう思う」から「そう思わない」までの 5 段階で回答する（平成 22 年度以前：全 99 項目、平成 23 年度以降：全 130 項目）。

図表 4-1-2 町並み景観に関する市民の実感

「個性的で美しい景観の形成」

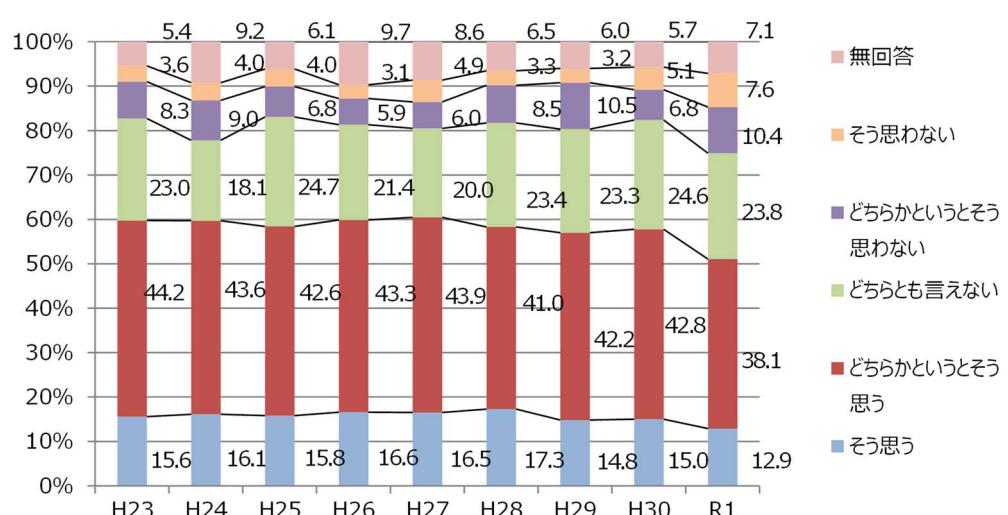
質問：京都の個性的なまちなみ景観が守られている。



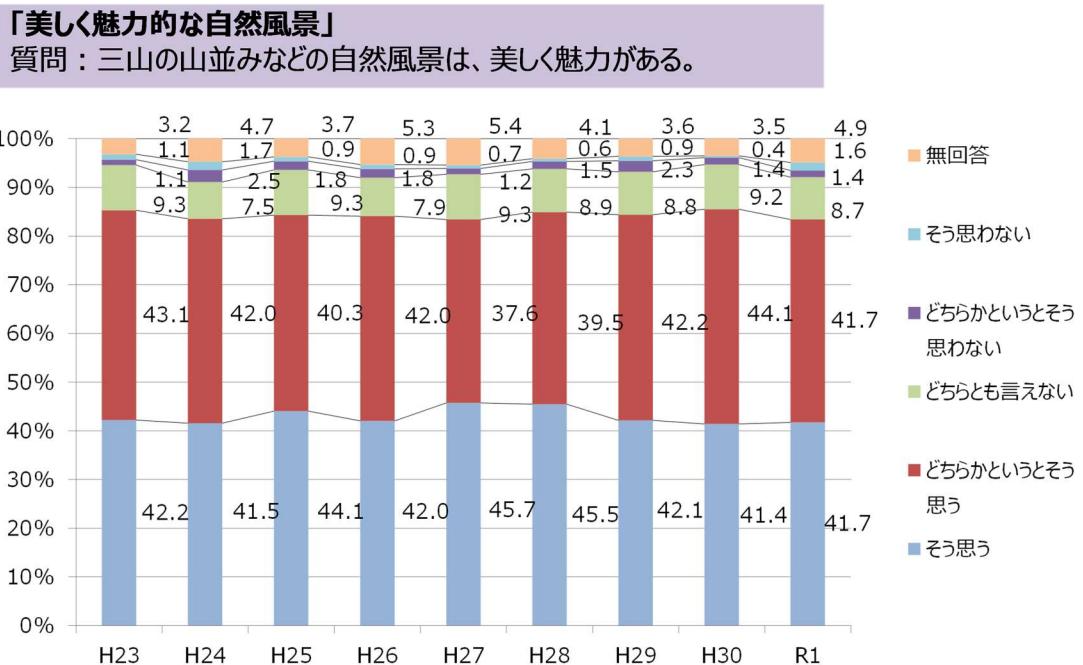
図表 4-1-3 京町家の継承に関する市民の実感

「京町家の継承」

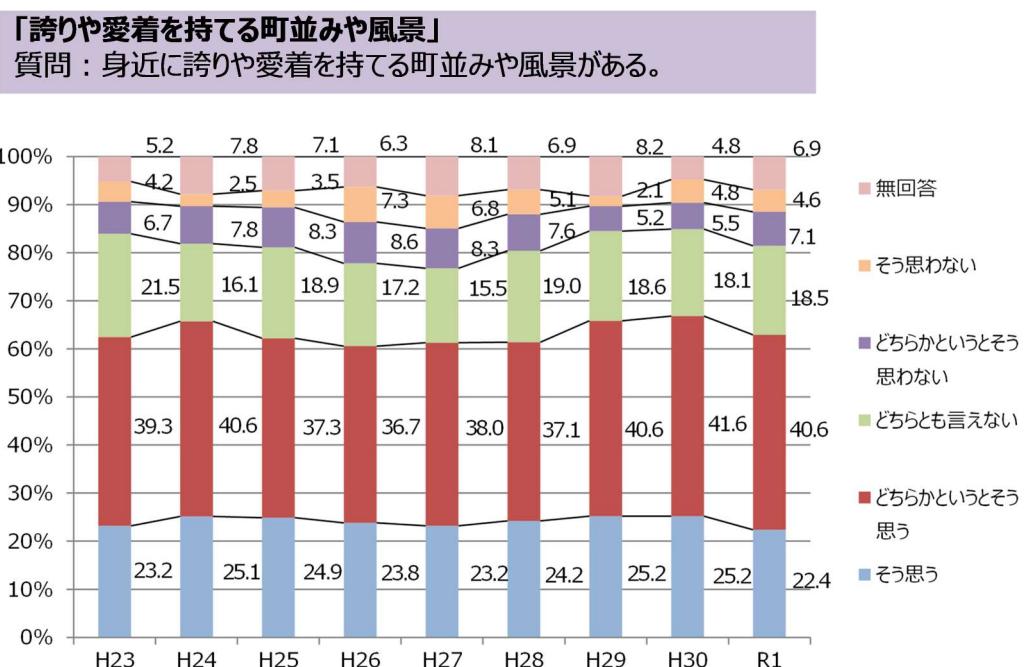
質問：京都のくらしや文化を伝えている京町家が継承されている。



図表 4-1-4 京都の自然風景に関する市民の実感



図表 4-1-5 誇りや愛着を持つる町並みや風景の存在に関する市民の実感



2. 良好的な景観づくりに向けた市民の取組 (R2 P115)

(1) 地域景観づくり協議会

「地域景観づくり協議会」の認定制度は、地域の景観を保全・創出することを目的に、主体的に景観づくりに取組む居住者、事業者等の組織を「地域景観づくり協議会」として認定するとともに、地域における景観づくりの方針や活動区域等を定めた計画書を「地域景観づくり計画書」として認定し、この協議会の活動区域において建築等をしようとする方に、地域に相応しいより良い景観となるよう、景観法に基づく届出など景観関係の諸手続の前に協議会との意見交換を義務付けるものです。

令和5年度は、「祇園商店街振興組合 景観委員会」、「鳥居本町景観まちづくり協議会」を認定しました。

図表 4-2-1 地域景観づくり協議会認定状況

協議会名称	協議会認定日	計画書認定日
修徳景観づくり協議会	平成24年6月1日	平成24年6月1日
先斗町まちづくり協議会	平成24年6月1日	平成24年6月1日
西之町まちづくり協議会	平成24年7月17日	平成25年1月10日
一念坂・二寧坂 古都に燃える会	平成25年2月1日	平成25年4月15日
桂坂景観まちづくり協議会	平成25年2月1日	平成25年5月31日
姉小路界隈まちづくり協議会	平成26年5月8日	平成27年3月31日
明倫自治連合会	平成26年6月16日	平成27年6月1日
仁和寺門前まちづくり協議会	平成28年4月28日	平成28年7月7日
京の三条まちづくり協議会	平成28年11月16日	平成29年6月30日
祇園新橋景観づくり協議会	平成29年5月26日	平成30年8月1日
嵐山まちづくり協議会	平成30年8月10日	令和2年10月1日
笹屋町一丁目景観まちづくり協議会	令和2年2月14日	令和4年2月14日
膏薬辻子まちづくり協議会	令和4年3月31日	令和4年7月20日
祇園町南側地区協議会	令和4年5月11日	令和4年5月11日
祇園商店街振興組合 景観委員会	令和5年8月1日	令和5年8月1日
鳥居本町景観まちづくり協議会	令和5年10月16日	令和5年10月16日

※上記は令和5年度末時点です。

京都市景観白書データ集～令和6年度～

令和7年3月発行

発行・編集

〒604-8571

京都市都市計画局都市景観部景観政策課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話（075）222-3397

